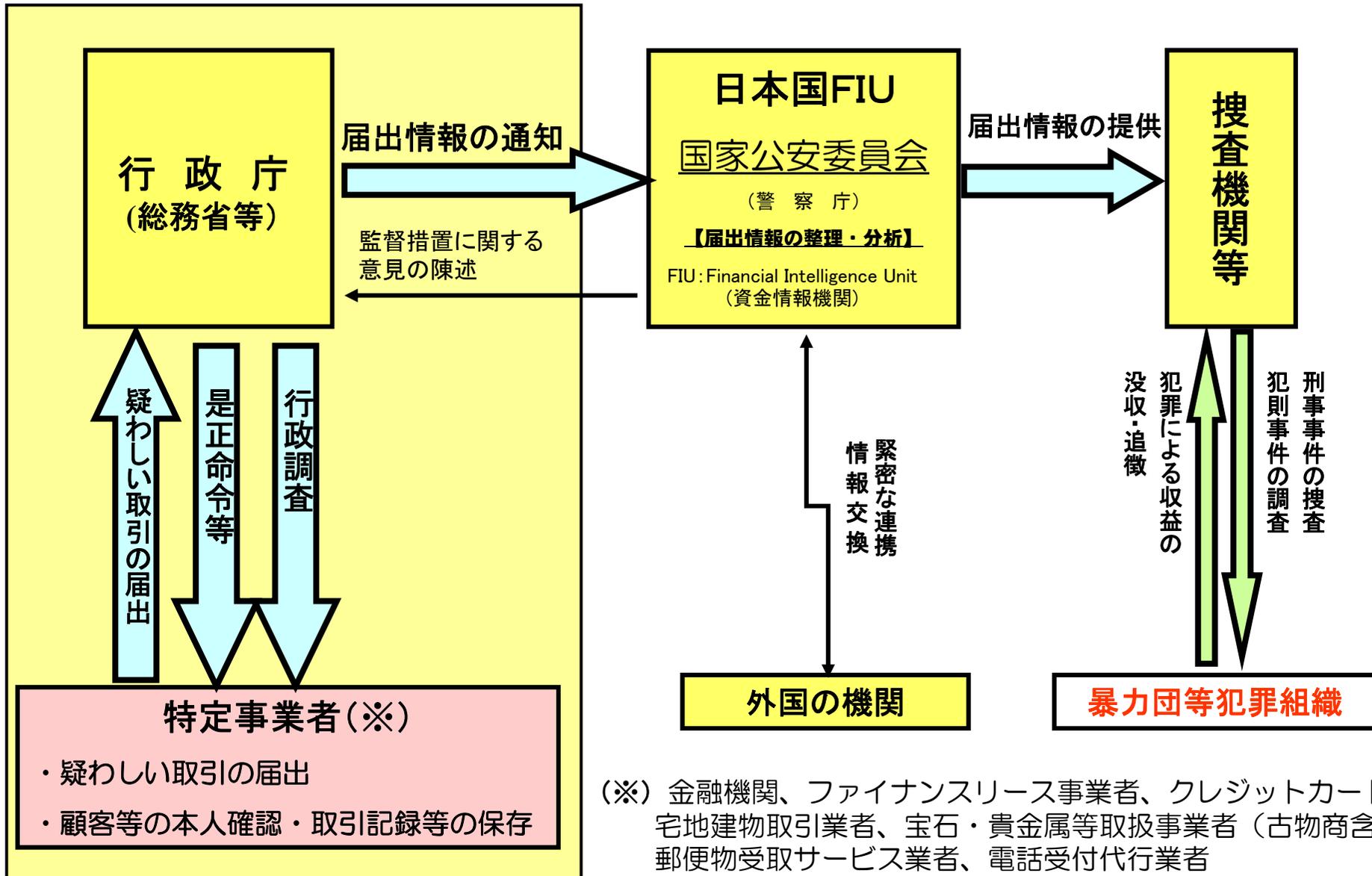


# 消費者基本計画（施策番号153） 関連資料

---

総務省  
総合通信基盤局  
消費者行政課

# 犯罪による収益の移転防止に関する法律の枠組み



# 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の概要

2

(平成23年4月28日公布 一部を除き公布から2年以内において政令で定める日から施行)

## 1 特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者(注:電話転送サービス事業者)を特定事業者に加えることとする。

## 2 取引時の確認事項の追加等

- (1) 特定事業者は、顧客等との間で、一定の取引((2)の取引を除く。)を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならないこととする。
  - ア 取引を行う目的
  - イ 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
  - ウ 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあつては、その者の本人特定事項
- (2) 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項、(1)ア、イ及びウ並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととする。
  - ア その相手方が、関連する他の取引の際に行われた(1)又は(2)の確認(以下「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
  - イ 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
  - ウ 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等
- (3) (2)(ア又はイに係るものに限る。)による本人特定事項の確認は、関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、(2)による資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとする。
- (4) 特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととする。

# 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」における検討について

## プロバイダ責任制限法検証WG設置の背景

平成23年度には、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年1月30日法律第137号))が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、平成22年5月に策定された「知的財産推進計画2010」も踏まえ、事業者等による同法の運用状況やインターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

## プロバイダ責任制限法検証WGの体制

主査 長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
 主査代理 森田 宏樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
 大谷 和子(株式会社日本総合研究所法務部長)  
 佐伯 仁志(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
 島並 良(神戸大学大学院法学研究科教授)  
 平野 晋(中央大学総合政策学部教授)

山下 純司(学習院大学法学部教授)  
 山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)  
 オブザーバ 内閣官房知的財産戦略推進事務局  
 オブザーバ 法務省民事局参事官室  
 オブザーバ 文化庁著作権課

## 検討スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
10/18 第1回WG	11/30 第2回WG	12/21 第3回WG	1/25 第4回WG	2/3 第5回WG	2/28 第6回WG	3/8 第7回WG	4/21 第8回WG		
○事務局からプロバイダ責任制限法の現状と課題について説明 ○自由討議	○関係者からのヒアリング① ・日本音楽著作権協会 ・日本レコード協会 ・コンピュータソフトウェア著作権協会 ・ユニオン・デ・ファブリカン ○自由討議	○関係者からのヒアリング② ・ニフティ株式会社 ・日本インターネットプロバイダ協会 ・テレコムサービス協会 ・インターネットユーザー協会	○個別論点について検討	○個別論点について検討 ○諸外国制度ヒアリング	○関係者からのヒアリング③(弁護士4名(日本弁護士連合会を含む))	○個別論点について検討 ○報告案について検討		○親会で報告案検討 ○パブコメ	